

I-1. 院内感染対策指針

1) 院内感染対策に関する基本的な考え方

医療従事者は安全で質の高い医療に提供を求められている。すべての職員が感染防止に留意し、標準予防策を日常的に実践して医療関連感染の発生を未然に防止すること、発生した院内感染が拡大しないように速やかな特定、制圧、収束を図ることは医療施設にとって重要なことである。坂井市立三国病院（以下「当院」とする）（通所リハビリ、訪問看護ステーションを含む）においては、本方針により院内感染対策を行う。

2) 院内感染対策に関する管理体制

院内感染の防止対策を推進のために感染対策委員会（Infection Control Committee：ICC）、感染対策チーム（Infection Control Team：ICT）を設置し、院内感染管理者を置く。

（1）感染対策委員会（ICC）

病院長を含む専門職代表を構成員として組織する感染対策委員会を設け、毎月定期的に感染対策委員会を開催する。緊急時には臨時会議を開催する。

- ①院内感染対策の検討・推進
- ②院内感染対策の対応・原因究明
- ③院内感染対策に関する情報収集・分析
- ④院内感染対策に関する職員の教育・研修
- ⑤その他院内感染対策に関する事項

（2）感染対策チーム（ICT）

医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、事務職員からなる感染対策チームを設置し、院内感染管理者（医師）を配置する。ICTは院内感染対策に迅速かつ有機的に活動する実働集団である。

- ①院内感染事例の把握とその対策の指導
- ②院内感染対策の実施状況の把握とその対策の指導や教育
- ③院内感染発生状況サーベイランスの情報分析、評価と効果的な感染対策立案
- ④抗MRSA薬、広域抗菌薬の届け出制と投与方法の把握と適正化
- ⑤院内感染対策マニュアルの作成、改訂および遵守状況の把握と指導
- ⑥定期的な院内巡視の実施と記録
- ⑦各種ワクチン接種
- ⑧感染に関する各種コンサルテーション
- ⑨連携する感染対策向上加算 1 に係る届出の医療施設の開催するカンファレンスへの年 4 回以上参加、及び加算 1 が主催する新興感染症発生等を想定した訓練

への年1回以上参加

⑩その他院内感染対策に関する事項

(3) 院内感染管理者（医師）

院内感染管理者は感染対策に関する専門的な知識と技術をもって、感染対策委員会（ICC）、感染対策チーム（ICT）の関連する組織の活動を実践、調整、サポートする。これらの活動を通して患者・家族、医療従事者を含むすべての人々の安全と質の高い医療の提供に努める。

また、感染管理に関する権限を委譲され、院長に速やかに報告、情報共有を行う。

3) 職員研修に関する基本方針

職員に対する就職時の初期研修、就業後定期的に行う継続研修（2回/年以上）、ラウンド等による個別指導を行う。これらの研修の開催結果、参加実績を記録・保管する。

4) 感染症の発症状況の把握、分析、報告に関する基本方針

- (1) 院内感染発症が疑われる事例が発生した場合は、当院の院内感染対策マニュアルに従って、所属部局長、ICT、感染対策委員長、院長に速やかに報告する。
- (2) 院内感染注意菌の分離状況、血液培養陽性患者、薬剤感受性成績の報告を定期的に行う。
- (3) 感染症の異常発生を早期に捉え迅速に警告を出す。

5) 感染症異常発生時の対応に関する基本方針

- (1) 感染症異常発生時は、臨時に感染対策委員会を開催し速やかに原因の究明、改善策に立案、改善策の実践のために全職員への周知徹底をする。
- (2) 報告が義務付けられている感染症が特定された場合は、速やかに保健所へ報告する。

6) 指針の閲覧、説明に関する基本方針

- (1) 本指針は患者および家族が閲覧できるようにする。
- (2) 患者・家族等へ疾病の説明とともに感染防止対策についても説明して、理解を得たうえで協力を求める。

7) その他感染対策の推進のために必要な基本方針

- (1) 職員は院内感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底職業感染防止等常に感染防止対策の遵守に務める。
- (2) 職員は自らが院内感染源とならないように、定期健康診断を受診して日常の健康管理に留意する。

(3) 感染対策に関する地域医療機関との連携強化に努める。

(4) 本方針及び院内感染対策マニュアルは必要に応じて見直し、職員に周知徹底する。

附則

この指針は、令和2年7月1日から施行する。

令和4年3月一部改訂

令和5年6月一部改訂